

○電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示（平成十五年経済産業省告示第二百四十九号）

改 正 案	現 行
<p>第一条〜第三条（略） （点検頻度） 第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所（次号に掲げるものを除く。）にあつては毎月一回以上</p> <p>二の二 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所のうち、内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が一の筐体に収められている設備であつて、当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者との契約により保守が実施されるものにあつては三月に一回以上。ただし、ガスタービンを原動力とする火力発電所であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものにあつては、六月に一回以上</p> <p>イ 平成十三年経済産業省告示第三百三十三号第一条各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>ロ ガスタービンの軸受の潤滑剤として空気を使用するもの</p> <p>三〇十二（略）</p>	<p>第一条〜第三条（略） （点検頻度） 第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 内燃力を原動力とする火力発電所にあつては毎月二回以上</p> <p>三〇十二（略）</p>